

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十九号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三百四十六の二の項を次のように改める。

三百	長期優良住	長期優良住宅の	住宅	規則で定	次に掲げる	認定申請
四十	宅建築等計	普及の促進に関	を新	めるところ	区分に応じ、	のとき。
六の	画認定申請	する法律（平成	築し	ろにより	それぞれ次	
二	手数料	二十年法律第八	よう	算定した	に定める額	
		十七号）第五条	とす	建築物の	アイに係	
		第一項から第五	る場	床面積（	るもの以	
		項までの規定に	合	以下この	外の場合	
		基づく長期優良		項におい	五万五	
		住宅建築等計画		て「床面	千円	
		の認定の申請に		積」とい	イ住宅の	
		対する審査（三		う。）が	品質確保	
		百四十六の三の		百平方メ	の促進等	
		項に係るものを		ートル以	に関する	
		除く。）		内のもの	法律（平	
					成十一年	
					法律第八	
					十一号）	
					第六条の	
					二第五項	
					の規定に	
					より長期	

<p>床面積が 百平方メ ートルを 超え二百 平方メー</p>	
<p>次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次 に定める額 に定める額</p>	<p>優良住宅 の普及の 促進に関 する法律 第六条第 一項第一 号に掲げ る基準に 適合する とみなさ れる計画 (以下こ の項及び 三百四十 六の四の 項におい て「長期 使用構造 等確認計 画」とい う。)で ある場合 一万六 千円</p>
<p>認定申請 のとき。</p>	
<p>ア イに係</p>	

<p>メートル 五百平方 床面積が</p>	<p>メートル以 内のも の</p>	<p>メートル以 内 のもの</p>
<p>それぞれ次 区分に応じ、 次に掲げる</p>	<p>外の場合 十一万 九千円 イ 長期使 用構造等 確認計画 である場 合 二万 七千円</p>	<p>るもの 以外の場合 七万千 円 イ 長期使 用構造等 確認計画 である場 合 一万 九千円</p>
<p>認定申請 のとき。</p>		<p>認定申請 のとき。</p>

<p>を越え千平方メートル以内のもの</p>	<p>に定める額 アイに係るもの以外の場合 十八万 五千円 イ 長期使用構造等 確認計画 である場 合 四万 二千円</p>	
<p>床面積が千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの（ 一戸建ての住宅の場合にあつては、千平方メートルを超えるもの）</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 アイに係るもの以外の場合 三十五 万九千円 イ 長期使用構造等 確認計画 である場 合 六万 七千円</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が</p>	<p>次に掲げる</p>	<p>認定申請</p>

<p>三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの（二戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>区分に応じ、それぞれ次に定める額 アイに係るもの以外の場合 六十三万六千円 イ 長期使用構造等 確認計画である場合 合 十万五千元</p>	<p>のとき。</p>
<p>床面積が五千平方メートルを超え一万平方米以内のもの（二戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 アイに係るもの以外の場合 八千円 イ 長期使用構造等 確認計画である場合 合 十五万九千円</p>	<p>認定申請のとき。</p>

<p>床面積が 一万平方 メートル を超え二 万平方メ ートル以 内のもの (二戸建 ての住宅 を除く。</p>	<p>次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次 に定める額 ア イに係 るもの以 外の場合 二百万 六千円</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が 二万平方 メートル を超え三 万平方メ ートル以 内のもの (二戸建 ての住宅 を除く。</p>	<p>次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次 に定める額 ア イに係 るもの以 外の場合 十六万二 千円</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>イ 長期使 用構造等</p>	<p>イ 長期使 用構造等 確認計画 である場 合 二十 六万七千 円</p>	<p>イ 長期使 用構造等</p>

住宅を増築し、又は改築しよ		
住宅を増築し、又は改築しよ	床面積が三万平方メートルを超えるもの（戸建ての住宅を除く。）	
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額に定める額	イ 長期使用構造等確認計画である場合 円 三十万五千 円 八万二千	確認計画である場合 円 三十三万七千
認定申請のとき。		認定申請のとき。

		場合		する	うと
床面積が二百平方メートルを超え五	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	床面積が二百平方メートル以内のもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	イ 長期使用構造等確認計画である場合 合 二万七千円	外の場合 七万九千円
	認定申請のとき。		認定申請のとき。		

<p>床面積が 千平方メ</p>	<p>床面積が 五百平方 メートル を超え千 平方メー トル以内 のもの</p>	<p>百平方メ ートル以 内のもの</p>
<p>次に掲げる 区分に応じ、</p>	<p>次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次 に定める額 ア イに係 るもの以 外の場合 二十七 万四千円 イ 長期使 用構造等 確認計画 である場 合 六万 千円</p>	<p>ア イに係 るもの以 外の場合 十七万 四千円 イ 長期使 用構造等 確認計画 である場 合 三万 八千円</p>
<p>認定申請 のとき。</p>	<p>認定申請 のとき。</p>	<p>認定申請 のとき。</p>

<p>メートルを 超え三千 平方メー トル以内 のもの（ 一戸建て の住宅の 場合にあ っては、 千平方メ ートルを 超えるも の）</p>	<p>それぞれ次 に定める額 アイに係 るもの以 外の場合 五十三 万四千円 イ 長期使 用構造等 確認計画 である場 合 九万 九千円</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
<p>床面積が 三千平方 メートル を超え五 千平方メ ートル以 内のもの （二戸建 ての住宅 を除く。 ）</p>	<p>次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次 に定める額 アイに係 るもの以 外の場合 九十五 万円 イ 長期使 用構造等 確認計画 である場 合 十五 万六千円</p>	

<p>床面積が五千平方メートルを超え一万平方米以内のもの（二戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 アイに係るもの以外の場合 二百七十 円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 二十 合 三万六千 円</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>床面積が一万平方メートルを超え二万平方米以内のもの（二戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 アイに係るもの以外の場合 三百万 四千万 イ 長期使用構造等確認計画</p>	<p>認定申請のとき。</p>

<p>床面積が 二万平方 メートル を超える三 万平方メ ートル以 内のもの (二戸建 ての住宅 を除く。</p>	<p>である場 合 三十 九万八千 円</p>	
<p>床面積が 三万平方 メートル を超える もの(一 戸建ての 住宅を除 く。)</p>	<p>次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次 に定める額 ア イに係 るもの以 外の場合 合 五十 万三千円</p>	<p>認定申請 のとき。</p>
	<p>イ 長期使 用構造等 確認計画 である場 合 五十 万三千円</p>	<p>認定申請 のとき。</p>

長期使用

構造等確

認計画で

ある場合

を除く。

） 三万

九千円

イ 長期優

良住宅の

普及の促

進に関する

る法律第

六条第一

項第二号、

第五号又

は第六号

に係る変

更（以下

「第二号

等変更」

という。

）の場合

六千円

ウ 長期優

良住宅の

普及の促

進に関する

る法律第

六条第一

項第三号

	<p>に係る変 更（以下 「第三号 変更」と いう。） の場合 二千円</p>	
<p>床面積が 百平方メ ートルを 超え二百 平方メー トル以内 のもの</p>	<p>一万円と次 に掲げる額 を合算した 額 ア 第一号 変更の場 合（長期 使用構造 等確認計 画である 場合を除 く。） 五万二千 円</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>
	<p>イ 第二号 等変更の 場合七 千円</p>	
	<p>ウ 第三号 変更の場 合二千 円</p>	

<p>床面積が 五百平方 メートル を超え千 平方メー トル以内</p>	<p>床面積が 二百平方 メートル を超え五 百平方メ ートル以 内のもの</p>
<p>二万四千円 と次に掲げ る額を合算 した額 ア 第一号 変更の場</p>	<p>一万四千円 と次に掲げ る額を合算 した額 ア 第一号 変更の場 合（長期 使用構造 等確認計 画である 場合を除 く。） 九万二千 円 イ 第二号 等変更の 場合一 万円 ウ 第三号 変更の場 合二千 円</p>
<p>変更認定 申請のと き。</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>

<p>床面積が 三平方メ ートルを 超え三千 平方メー トル以内 のもの（ 一戸建て の住宅の 場合にあ っては、 千平方メ ートルを 二十九万</p>	<p>もの 合（長期 使用構造 等確認計 画である 場合を除 く。） 十四万三 千円</p>
<p>三万四千円 と次に掲げ る額を合算 した額 ア 第一号 変更の場 合（長期 使用構造 等確認計 画である 場合を除 く。）</p>	<p>イ 第二号 等変更の 場合一 万六千円 ウ 第三号 変更の場 合二千 円</p>
<p>変更認定 申請のと き。</p>	

超えるもの）

千円
イ 第二号
等変更の場合 三

万円円
ウ 第三号
変更の場合 二千円

変更認定申請のとき。

床面積が六万二千円と次に掲げる額を合算した額を超過した額
三千平方メートル
を超過した額
千平方メートル以
ア 第一号
内のもの
イ
イ 第二号
合（長期
使用構造
等確認計
画である
場合を除く。）
を除外。）、

六万二千円と次に掲げる額を合算した額
ア 第一号
イ 第二号
イ 第二号
等変更の場合 四
万二千円
ウ 第三号
変更の場合

イ 第二号
等変更の場合 四
万二千円
ウ 第三号
変更の場合

	<p>合 二千 円</p>	
<p>床面積が 五千方 メートル を超え一 万平方メ ートル以 内のもの (二戸建 ての住宅 を除く。)</p>	<p>十万五千円 と次に掲げ る額を合算 した額 ア 第一号 変更の場 合(長期 使用構造 等確認計 画である 場合を除 く。)</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>
<p>床面積が 一万平方 メートル を超え二 算した額</p>	<p>十七万二千 円と次に掲 げる額を合 算した額</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>
	<p>ウ 第三号 変更の場 合 五 万二千円</p>	
	<p>イ 第二号 等変更の 場合 五 万二千円</p>	
	<p>円 合 二千</p>	

<p>床面積が 二万平方 メートル を超え三 万平方メ ートル以 内のもの (二戸建 ての住宅 を除く。</p>	<p>万平方メ ートル以 内のもの (二戸建 ての住宅 を除く。</p>
<p>ア 第一号 変更の場 合(長期 使用構造 等確認計 画である 場合を除</p>	<p>ア 第一号 変更の場 合(長期 使用構造 等確認計 画である 場合を除 く。 イ 第二号 等変更の 場合 九 万四千円 ウ 第三号 変更の場 合 二千 円</p>
<p>変更認定 申請のと き。</p>	

床面積が 三万平方 メートル を超える もの（一 戸建ての 住宅を除 く。）	二十万五 千円と次に 掲げる額を 合算した額 ア 第一号 変更の場 合（長期 使用構造 等確認計 画である 場合を除 く。） 三百十二 万千円 イ 第二号 等変更の	く。） 二百五十 二万四千 円 イ 第二号 等変更の 場合 十 二万五千 円 ウ 第三号 変更の場 合 二千 円 変更認定 申請のと き。

		場合 十 五万七千 円 ウ 第三号 変更の場 合 二千 円	
住宅 を増 築し、 又は 改築 しよ うと する 場合	床面積が 百平方メ ートル以 内のもの 又は 改築 しよ うと する 場合	一万千円と 次に掲げる 額を合算し た額 ア 第一号 変更の場 合(長期 使用構造 等確認計 画である 場合を除 く。) 五万六千 円 イ 第二号 等変更の 場合 九 千円 ウ 第三号 変更の場 合 二千 円	変更認定 申請のと き。

<p>床面積が 百平方メ ートルを 超え二百 平方メー トル以内 のもの</p>	<p>一万四千元 と次に掲げ る額を合算 した額 ア 第一号 変更の場 合（長期 使用構造 等確認計 画である 場合を除 く。） 七万六千 円 イ 第二号 等変更の 場合一 万円 ウ 第三号 変更の場 合二千 円</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>
<p>床面積が 二百平方 メートル を超え五 百平方メ ートル以</p>	<p>二万千元と 次に掲げる 額を合算し た額 ア 第一号 変更の場</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>

	<p>三千円 イ 第二号 等変更の 場合 二 万四千円 ウ 第三号 変更の場 合 二千 円</p>	
<p>床面積が 千平方メ ートルを 超え三千 平方メー トル以内 のもの（ 一戸建て の住宅の 場合にあ っては、 千平方メ ートルを 超えるも の）</p>	<p>五万円と次 に掲げる額 を合算した 額</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>
	<p>ア 第一号 変更の場 合（長期 使用構造 等確認計 画である 場合を除 く。） 四十三万 五千円</p>	
	<p>イ 第二号 等変更の 場合 四 万七千円 ウ 第三号 変更の場</p>	

	合 二千 円	
床面積が 三千平方 メートル を超え五 千平方メ ートル以 内のもの (二戸建 ての住宅 を除く。)	九万二千円 と次に掲げ る額を合算 した額 ア 第一号 変更の場 合(長期 使用構造 等確認計 画である 場合を除 く。)	変更認定 申請のと き。
床面積が 五千平方 メートル を超え一	十五万七千 円と次に掲 げる額を合 算した額	変更認定 申請のと き。

<p>床面積が 一万平方 メートル を超え二 万平方メ ートル以 内のもの (二戸建 ての住宅 を除く。</p>	<p>二十五万七 千円と次に 掲げる額を 合算した額 ア 第一号 変更の場 合(長期 使用構造 等確認計 画である 場合を除</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>	<p>万平方メ ートル以 内のもの (二戸建 ての住宅 を除く。</p>	<p>ア 第一号 変更の場 合(長期 使用構造 等確認計 画である 場合を除 く。 イ 第二号 等変更の 場合七 万八千円 ウ 第三号 変更の場 合二千 円</p>	

	く。 二百六十 万四千円 イ 第二号 等変更の 場合 十 四万千円 ウ 第三号 変更の場 合 二千 円	
床面積が 三十一万六 千円と次に 掲げる額を 合算した額 ア 第一号 変更の場 合（長期 使用構造 等確認計 画である 場合を除 く。） 三百七十 八万三千 円 イ 第二号 等変更の 場合 十	床面積が 二万平方 メートル を超え三 万平方メ ートル以 内のもの （二戸建 ての住宅 を除く。）	変更認定 申請のと き。

円

別表第一の三百四十六の五の項中「第三項」を「第五項」に改め、「（共同住宅等の場合にあつては、アに掲げる額とイに掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額とを合算した額）」を削り、同表三百四十六の六の項中「第九条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同表三百四十六の七の項の次に次のように加える。

三百	認定長期優	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基	十六万円	許可申請
四十	良住宅建築	づく住宅の容積率に関する特例の		のとき。
六の	等計画に基			
八	づく建築に	許可の申請に対する審査		
	係る住宅の			
	容積率の特			
	例許可申請			
	手数料			

別表第一の備考3を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年二月二十日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした知事に対する申請に係る手数料の額については、この条例による改正後の奈良県手数料条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第二条第二項に規定する長期優良住宅建築等計画に関する長期優良住宅建築等計画の変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）の認定の申請に係る手数料の額については、改正後の条例別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。